

条例案の説明資料（新旧対照表）

1-1	秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	1
1-2	秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	2
1-3	秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	3
1-4	秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	5
1-5	秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	13
1-6	秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	21
1-7	秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	23
1-8	秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	25
2	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案	（長寿社会課）	26
4	秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（障害福祉課）	28
5	秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	（障害福祉課）	43

6	秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例案	(障害福祉課)	45
7	秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例案	(障害福祉課)	68
8	秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例案	(障害福祉課)	69
9	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例案	(障害福祉課)	71
10	医療法施行条例の一部を改正する条例案	(医務薬事課)	73

新	旧
<p>(サービスの提供の方針) 第十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、身体的拘束等 を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で 定める措置を講じなければならない。</p>	<p>(サービスの提供の方針) 第十五条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為 を行ってはならない。</p> <p>4 軽費老人ホームは、身体的拘束その他入所者の行動を制限する 行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>

新	旧
<p>(処遇の方針) 第十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>5 養護老人ホームは、身体的拘束等 を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>(処遇の方針) 第十三条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為 を行ってはならない。</p> <p>5 養護老人ホームは、身体的拘束その他入所者の行動を制限する 行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>

秋田県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(運営規程)</p> <p>第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 緊急時における対応方法</p> <p>七・八 略</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>7 略</p> <p>(緊急時の対応)</p> <p>第十三条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十一条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第十九条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 緊急時における対応方法</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～五 略</p> <p>六・七 略</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第十二条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第十九条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～六 略</p>

八・九 略

(サービスの提供の方針)

第二十一条 略

257 略

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 略

(準用)

第二十四条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十一条、第十三条の二、第十四条、第十六条及び第十七条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

(準用)

第二十八条 第二条から第九条まで、第十二条、第十三条の二及び第十四条から第十七条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

(準用)

第三十一条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十三条の二、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条及び第二十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

七・八 略

(サービスの提供の方針)

第二十一条 略

257 略

8 略

(準用)

第二十四条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十七条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

(準用)

第二十八条 第二条から第九条まで、第十二条 及び第十四条から第十七条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

(準用)

第三十一条 第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条及び第二十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

2 略、介護老人保健施設又は介護医療院 でなければならない。

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、医師、歯科医師、薬剤師

、歯科衛生士（歯科衛生士が行う指定居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な当該利用者に対し、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況及び置かれている環境を把握し、これらを踏まえ療養上の管理及び指導を行うことにより当該利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(従業者)

第六十条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる当該指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者を置かなければならない。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者

(一) 略

(二) 薬剤師

、歯科衛生士又は管理栄養士

2 略 又は介護老人保健施設 でなければならない。

(基本方針)

第五十九条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において当該利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う指定居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う指定居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な当該利用者に対し、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況及び置かれている環境を把握し、これらを踏まえ療養上の管理及び指導を行うことにより当該利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

(従業者)

第六十条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる当該指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者を置かなければならない。

一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者

(一) 略

(二) 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

二略

2略

(設備及び備品)

第六十一条 指定居宅療養管理指導事業所は、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な区画並びに指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所又は薬局でなければならない。

2略

(運営規程)

第六十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〜四略

五 通常の事業の実施地域
六 略

(管理の代行)

第九十七条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に必要な管理の代行をさせることができる。

2略

二略

2略

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条第四十条第一項第一号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）をいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

(設備及び備品)

第六十一条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な区画並びに指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等でなければならない。

2略

(運営規程)

第六十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〜四略

五略

(管理の代行)

第九十七条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に必要な管理の代行をさせることができる。

2略

(利用定員等)

第四百四条 略

- 2 指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。））に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。
 - （）である場合又は指定短期入所生活介護事業所と第百十六条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、これらの利用定員の総数がそれぞれ二十人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの指定短期入所生活介護事業所の利用定員をそれぞれ二十人未満とすることができる。
- 3 略

(定員の遵守)

第百十二条 略

- 2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（法第七十九条第一項の規定に係る居宅介護支援事業を行う事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができる。

(利用定員等)

第四百四条 略

- 2 指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。））に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。
 - （）である場合又は指定短期入所生活介護事業所と第百十六条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であって、これらの利用定員の総数がそれぞれ二十人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの指定短期入所生活介護事業所の利用定員をそれぞれ二十人未満とすることができる。
- 3 略

(定員の遵守)

第百十二条 略

- 2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準を定める条例（平成二十六年秋田県条例第百二号）第三條第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができる。

(定員の遵守)

第百三十六条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 介護老人保健施設(秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十号)第二条第一項の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二・三 略

四 介護医療院(秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例(平成三十年秋田県条例第 号)第二条第一項に規定する介護医療院をいう。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

(定員の遵守)

第百四十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け

(定員の遵守)

第百三十六条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 介護老人保健施設(秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十号)第二条第一項の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二・三 略

(定員の遵守)

第百四十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け

、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項のユニット型介護老人保健施設をいう。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二 略

三 ユニット型介護医療院（秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例第四条第一項に規定するユニット型介護医療院をいう。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（指定特定施設入居者生活介護の提供の方針）

第百五十五条 略

2 4 略

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

6 7 略

、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項のユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二 略

（指定特定施設入居者生活介護の提供の方針）

第百五十五条 略

2 4 略

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

6 7 略

(療養病床等を有する病院等に関する経過措置)

25 第四百四十八条第一項の規定にかかわらず、療養病床その他規則で定める病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院その他規則で定める施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（第六十条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。次項において同じ。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の機能訓練指導員は、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

26 第五十条第三項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機

27

関併設置型指定特定施設に浴室及び食堂を設けないことができる。

第六十三条第三項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って第六十条第一項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設置型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設置型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設置型指定特定施設に浴室を設けないことができる。

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(従業者) 第五十二条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。) は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たつたる従業者を置かなければならない。</p> <p>一 医師</p> <p>二 理学療法士、作業療養士又は言語聴覚士</p> <p>2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第五十二条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第五十一条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第五十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品) 第五十三条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、事業</p>	<p>(従業者) 第五十二条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。) は、当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たつたる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を置かなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第五十二条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第五十一条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第五十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備及び備品) 第五十三条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、事業</p>

の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画並びに指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければならぬ。

2 略

(基本方針)

第五十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、医師、歯科医師、薬剤師

、歯科衛生士

（歯科衛生士が行う指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況及び置かれている環境を把握し、これらを踏まえ療養上の管理及び指導を行うことにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もって当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(従業者)

第六十条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる

の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画並びに指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所又は介護老人保健施設 でなければならぬ。

2 略

(基本方針)

第五十九条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師（歯科衛生士が行う指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）をいう。以下この章において同じ。）

、歯科衛生士

（歯科衛生士が行う指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況及び置かれている環境を把握し、これらを踏まえ療養上の管理及び指導を行うことにより当該利用者の心身の機能の維持又は回復を図り、もって当該利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならぬ。

(従業者)

第六十条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる

従業者を置かなければならない。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所次に掲げる従業者

(一) 略

(二) 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

二 略

2 略

(設備及び備品)

第六十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な区画並びに指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所又は薬局でなければならない。

2 略

(運営規程)

第六十三条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 四 略

五 通常の事業の実施地域

六 略

(利用定員等)

従業者を置かなければならない。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所次に掲げる従業者

(一) 略

(二) 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

二 略

三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション)指定居宅サービス等基準条例第四十条第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。)及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。)である指定介護予防居宅療養管理指導事業所看護職員

2 略

(設備及び備品)

第六十一条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な区画並びに指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品を設けた病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等でなければならない。

2 略

(運営規程)

第六十三条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 四 略

五 略

(利用定員等)

第九十三条 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。）である場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所と第六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営されている場合であつて、これらの利用定員の総数がそれぞれ二十人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員をそれぞれ二十人未満とすることができる。

3 略

（定員の遵守）

第二百二十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及

第九十三条 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設 又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。）である場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所と第六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営されている場合であつて、これらの利用定員の総数がそれぞれ二十人以上であるときは、前項本文の規定にかかわらず、これらの指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員をそれぞれ二十人未満とすることができる。

3 略

（定員の遵守）

第二百二十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及

び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十号）第二条第一項の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二・三 略

四 介護医療院（秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成三十年秋田県条例第 号）第二条第一項に規定する介護医療院をいう。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（定員の遵守）

第三百三十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項のユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつ

び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十号）第二条第一項の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二・三 略

（定員の遵守）

第三百三十五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）の数以上の利用者に対して同時にユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 ユニット型介護老人保健施設（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第二十条第一項のユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつ

ては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二略

三 ユニット型介護医療院（秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例第四条第一項に規定するユニット型介護医療院をいう。）であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

（身体的拘束等の禁止）

第四百四十八条 略

2 略

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

1 24 略
附 則

25 第四百四十一条第一項の規定にかかわらず、療養病床その他規則で定める病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は

病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院その他規則で定める施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つ

ては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

二略

（身体的拘束等の禁止）

第四百四十八条 略

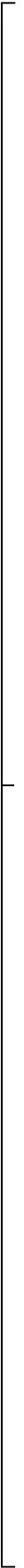
2 略

1 24 略
附 則

て指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（第五十四条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。次項において同じ。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の機能訓練指導員は、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。

26 第四百三十三条第三項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室及び食堂を設けないことができる。

27 第五十七条第三項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って第五十四条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室を設けないことができる。



秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>第九條 略</p> <p>2 5 4 略</p> <p>5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>(緊急時の対応)</p> <p>第十條の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスを提供しているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第三條第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第十三條 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 5 略</p> <p>六 緊急時における対応方法</p> <p>七・八 略</p> <p>第二十二條 略</p> <p>2 5 6 略</p> <p>7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>8・9 略</p>	<p>第九條 略</p> <p>2 5 4 略</p> <p>5 指定介護福祉施設サービスの提供の方針)</p> <p>5 6 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第十三條 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 5 略</p> <p>六・七 略</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの提供の方針)</p> <p>第二十二條 略</p> <p>2 5 6 略</p> <p>7 8 略</p>

(運営規程)

第二十四条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営につ
いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一～六 略

七 緊急時における対応方法

八・九 略

(準用)

第二十六条 第三条、第五条から第七条まで、第十条の二から第十
二条まで及び第十五条から第十八条までの規定は、ユニット型指
定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第五
条第一項中「第十三条各号」とあるのは、「第二十四条各号」と
読み替えるものとする。

(運営規程)

第二十四条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営につ
いての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一～六 略

七・八 略

(準用)

第二十六条 第三条、第五条から第七条まで、第十一条、第十二条
及び第十五条から第十八条までの規定は、ユニット型指
定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第五
条第一項中「第十三条各号」とあるのは、「第二十四条各号」と
読み替えるものとする。

新	旧
<p>(介護保健施設サービスの提供の方針)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 5 4 略</p> <p>5 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>(介護保健施設サービスの提供の方針)</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 5 6 略</p> <p>7 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>8・9 略</p> <p>1 附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精</p>	<p>(介護保健施設サービスの提供の方針)</p> <p>第十条 略</p> <p>2 5 4 略</p> <p>5 6 略</p> <p>(介護保健施設サービスの提供の方針)</p> <p>第二十四条 略</p> <p>2 5 6 略</p> <p>7 8 略</p> <p>1 附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日 までの間に転換（当該病院の一般病床、精</p>

3
3
12
神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項第一号の規定は、適用しない。

3
3
12
神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項第一号の規定は、適用しない。

秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>（指定介護療養施設サービスの提供の方針）</p> <p>第九条 略</p> <p>2 3 4 略</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>（指定介護療養施設サービスの提供の方針）</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 3 6 略</p> <p>7 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>8・9 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>（指定介護療養施設サービスの提供の方針）</p> <p>第九条 略</p> <p>2 3 4 略</p> <p>5 略</p> <p>5・6 略</p> <p>（指定介護療養施設サービスの提供の方針）</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 3 6 略</p> <p>7 略</p> <p>7・8 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この条例は、平成三十年三月三十一日 限り、その効力を失う。</p>

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	<p>(手数料の徴収の時期)</p> <p>第四条 手数料は、別表第一号及び第二号の手数料にあつては介護支援専門員実務研修受講試験の受験の出願があつたとき、同表第三号、第七号、第十号、第十九号及び第二十号の手数料にあつては申込みがあつたとき、同表第十七号の手数料にあつては介護サービス情報の報告があつたとき、同表第十八号の手数料にあつては介護サービス情報の調査を行うとき、その他の手数料にあつては申請があつたときに徴収する。</p>
旧	<p>(手数料の徴収の時期)</p> <p>第四条 手数料は、別表第一号及び第二号の手数料にあつては介護支援専門員実務研修受講試験の受験の出願があつたとき、同表第三号、第七号、第十号、第十七号及び第十八号の手数料にあつては申込みがあつたとき、同表第十五号の手数料にあつては介護サービス情報の報告があつたとき、同表第十六号の手数料にあつては介護サービス情報の調査を行うとき、その他の手数料にあつては申請があつたときに徴収する。</p>

別表(第二条関係)	
区分	手数料の額(一件につき)
一〇十三 略	略
十四 法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。第十六号において同じ。)の許可の申請	略
十五 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の申請	六万三千元
十六 法第七十七条第二項の規定による介護医療院の入所定員等の変更の許可の申請	三万三千元
十七〇二十 略	略
備考 介護サービス情報の第十七号の公表又は第十八号の調査	
別表(第二条関係)	
区分	手数料の額(一件につき)
一〇十三 略	略
十四 法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の入所定員等の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。第十六号において同じ。)の許可の申請	略
十五〇十八 略	略
備考 介護サービス情報の第十五号の公表又は第十六号の調査	

については、二以上の介護サービスが介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の二第一項の規定により知事が定める介護サービス情報の報告に関する計画で一括して報告しなければならないものとされるときは、当該二以上の介護サービスに係る介護サービス情報の公表又は調査は、それぞれ一件の公表又は調査とする。

については、二以上の介護サービスが介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の二第一項の規定により知事が定める介護サービス情報の報告に関する計画で一括して報告しなければならないものとされるときは、当該二以上の介護サービスに係る介護サービス情報の公表又は調査は、それぞれ一件の公表又は調査とする。

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第四条―第二十八条）</p> <p>第二節 共生型障害児通所支援に関する基準（第二十八条の二―第二十八条の五）</p> <p>第三節 基準該当通所支援に関する基準（第二十九条―第三十条の二）</p> <p>第三章 医療型児童発達支援（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第四章 放課後等デイサービス</p> <p>第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第四十二条―第四十七条）</p> <p>第二節 共生型障害児通所支援に関する基準（第四十七条の二―第四十八条）</p> <p>第三節 基準該当通所支援に関する基準（第四十八条―第五十条）</p> <p>第五章 居宅訪問型児童発達支援（第五十条の二―第五十条の七）</p> <p>第六章 保育所等訪問支援（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第七章 多機能型事業所に関する特例（第五十七条―第五十九条）</p> <p>第八章 雑則（第六十条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第四条―第二十八条）</p> <p>第二節 基準該当通所支援に関する基準（第二十九条―第三十条の二）</p> <p>第三章 医療型児童発達支援（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第四章 放課後等デイサービス</p> <p>第一節 人員、設備及び運営に関する基準（第四十二条―第四十七条）</p> <p>第二節 基準該当通所支援に関する基準（第四十八条―第五十条）</p> <p>第五章 保育所等訪問支援（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第六章 多機能型事業所に関する特例（第五十七条―第五十九条）</p> <p>第七章 雑則（第六十条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p>

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十七第一項各号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。

二 四 略

五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

六 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

七・八 略

九 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。

二 四 略

五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号（法第二十一条の五の十三第二項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる額及び指定不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

六 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

七・八 略

所支援をいう。

十 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第三十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第四十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第五十条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第五十一条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）第四十二条に規定する指定生活介護の事業、同条例第八十四条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第九十一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第九十九条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第百三条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第百十条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（従業者）

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（当該課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、

九 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第三十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第四十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業

及び第五十

一条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十六号）第四十二条に規定する指定生活介護の事業、同条例第八十四条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第九十一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第九十九条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第百三条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第百十条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（従業者）

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員又は保育士

二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。
以下同じ。）

二 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 略

二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

三 五 略

4 略

第六条 略

2・3 略

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項に規定する従業者のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 看護職員

二 略

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第二十八条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生

二 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 略

二 看護師

三 五 略

4 略

第六条 略

2・3 略

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項に規定する従業者のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 看護師

二 略

型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。)は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第二十八条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号)第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第二十八条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければ

ならない。

(準用)

第二十八条の五 第四条、第七条、第八条及び第十二条から第二十八条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは、「第二十八条の五において準用する第二十条各号」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者)

第二十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

二 略

2 略

(指定生活介護事業所に関する特例)

第三十三条 規則で定める要件に適合する指定生活介護事業者

が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定生活介護（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四十二条に規定する指定生活介護をいう。以

ならない。

(従業者)

第二十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

第二節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者)

第二十九条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 指導員又は保育士

二 略

2 略

(指定生活介護事業所に関する特例)

第三十三条 規則で定める要件に適合する指定生活介護事業者（秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定生活介護（同条

例

第四十二条に規定する指定生活介護をいう。以

（下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同条第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

（指定通所介護事業所等に関する特例）
第三十四条 規則で定める要件に適合する指定通所介護事業者等

が地域において児童発達が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定通所介護等（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六十七条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合に、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等（同条第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所又は同条第六十二条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第三十二条（第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等

（下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（同条第四十三条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

（指定通所介護事業所等に関する特例）
第三十四条 規則で定める要件に適合する指定通所介護事業者等（秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型通所介護（同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定通所介護等（同条第六十七条

に規定する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合に、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等（同条第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業所又は同条第六十二条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第三十二条（第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等

については、適用しない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)
第三十四条の二 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者等

が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護等(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護又は指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第三十二条(第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(従業者)

第三十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)は、規則で定めるところ

については、適用しない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)
第三十四条の二 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は同令第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)

が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護等(同令第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護又は同令第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(同令第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(同令第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同令第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第三十二条(第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(従業者)

第三十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)は、規則で定めるところ

により、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 三 略

四 看護職員

五・六 略

2・3 略

（従業者）

第四十三条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

二 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については

により、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 三 略

四 看護師

五・六 略

2・3 略

（従業者）

第四十三条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（当該課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。）

二 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 略

二 看護職員

三 五 略

4 略

第二節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第四十七条の二 第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十六条から第二十八条の四まで、第四十二条及び第四十六条の規定は、放課後等デイサービスに係る共生型通所支援の事業について準用する。

第三節 基準該当通所支援に関する基準

第五章 居宅訪問型児童発達支援

(基本方針)

第五十条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(従業者)

第五十条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問

一 略

二 看護師

三 五 略

4 略

第二節 基準該当通所支援に関する基準

型児童発達支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 訪問支援員

二 児童発達支援管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

(設備及び備品)

第五十条の四 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(通所利用者負担額等の受領)

第五十条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援事業者の通所利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第五十条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(準用)

第五十条の七 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第七条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十条の三第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十条の六各号」と読み替えるものとする。

第六章 保育所等訪問支援

第五十三条から第五十五条まで 削除

第五章 保育所等訪問支援

(設備及び備品)

第五十三条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない

2 前項に規定する設備及び備品は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(通所利用者負担額等の受領)

第五十四条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際には、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、指定保育所等訪問支援事業者の通所利用者負担額等の受領に関し必要な事項は、規則で定める。

(運営規程)

第五十五条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(準用)

第五十六条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで、第五十条の五及び第五十条の六の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十二条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十六条において準用する第五十条の六各号」と読み替えるものとする。

第七章 多機能型事業所に関する特例

(従業者に関する特例)

第五十七条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第三十六条、第四十三条第一項、第二項及び第四項、第五十条の三第一項並びに第五十二条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第四項並びに第六条中「指定児童発達支援事業所」とあり、第三十六条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、第四十三条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第四項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、第五十条の三第一項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに第五十二条第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあ

(準用)

第五十六条 第七条、第十二条、第十三条、第十五条から第十九条まで、第二十三条、第二十四条及び第二十六条から第二十八条まで、第五十条の五及び第五十条の六の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第七条ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、第五十二条第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第十二条第一項中「第二十条各号」とあるのは「第五十五条各号」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所に関する特例

(従業者に関する特例)

第五十七条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第三十六条、第四十三条第一項、第二項及び第四項並びに第五十二条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第四項並びに第六条中「指定児童発達支援事業所」とあり、第三十六条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、第四十三条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあり、同条第二項及び第四項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、並びに第五十二条第一項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあ

2
略
るのは、「多機能型事業所」とする。

第八章
雑則

2
略
るのは、「多機能型事業所」とする。

第七章
雑則

新	旧
<p>(従業者)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)又は主として肢体不自由(法第六条の二の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(設備)</p>	<p>(従業者)</p> <p>第四条 指定福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第六号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 嘱託医</p> <p>二 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)又は主として肢体不自由(法第六条の二の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、看護師</p> <p>三〇七 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス(障害者総合支援法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十八号)第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備)</p>

第五条 (略)
2～4 (削る)
(略)

第五条 (略)
2～4 (略)
5 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を併せて受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第七条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

新	旧
<p>目次</p> <p>略</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第十九条の二―第十九条の四）</p> <p>第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十条―第二十四条）</p> <p>略</p> <p>第四章 生活介護</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第五十条の二―第五十条の五）</p> <p>第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五十一条―第五十三条）</p> <p>第五章 短期入所</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第六十二条の二―第六十二条の四）</p> <p>第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第六十三条―第六十四条）</p> <p>略</p> <p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第八十八条の二―第八十八条の四）</p>	<p>目次</p> <p>略</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十条―第二十四条）</p> <p>略</p> <p>第四章 生活介護</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第五十一条―第五十三条）</p> <p>第五章 短期入所</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第六十三条―第六十四条）</p> <p>略</p> <p>第八章 自立訓練（機能訓練）</p> <p>第一節 略</p>

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十九条

―第九十条）

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 略

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十六条の

二―第九十六条の四）

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条

―第九十八条）

略

第十三章 就労定着支援（第一百十四条の二―第一百十四条の九）

第十四章 自立生活援助（第一百十四条の十一―第一百十四条の十三）

第十五章 共同生活援助

第一節 略

第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員、

設備及び運営に関する基準（第一百八条の二―第一百八条の七）

第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、

設備及び運営に関する基準（第一百八条の八―第一百八条の十三）

第十六章 多機能型に関する特例（第一百十九条）

第十七章 削除

第十八章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス

に関する基準（第二百一条―第二百五条）

第十九章 雑則（第二百二十六条）

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第四十一条の二第一項各号並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十九条

―第九十条）

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 略

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十六条の

二―第九十六条の四）

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条

―第九十八条）

略

第十三章 就労定着支援（第一百十四条の二―第一百十四条の九）

第十四章 自立生活援助（第一百十四条の十一―第一百十四条の十三）

第十五章 共同生活援助

第一節 略

第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人員、

設備及び運営に関する基準（第一百八条の二―第一百八条の七）

第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、

設備及び運営に関する基準（第一百八条の八―第一百八条の十三）

第十四章 多機能型に関する特例（第一百十九条）

第十五章 削除

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス

に関する基準（第二百一条―第二百五条）

第十七章 雑則（第二百二十六条）

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第四十一条の二第一項各号並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉

サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 支給決定障害者等 法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。

四〇九 略

十 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

十一 多機能型 第四十二条に規定する指定生活介護の事業、第八十四条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第九十一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第九十九条に規定する指定就労移行支援の事業、第一百三十九条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百十条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第四十一条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第三十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第四十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第五十条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第五十一条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 支給決定障害者等 法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。

四〇九 略

十 多機能型 第四十二条に規定する指定生活介護の事業、第八十四条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第九十一条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第九十九条に規定する指定就労移行支援の事業、第一百三十九条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百十条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第四十一条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第三十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第四十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、及び同条例第五十条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第八章から第十五章までに規定する事業を行うものに限る。)は、個別支援計画(利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成し、これに基づき利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的に評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第十九条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第四条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第十九条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

(一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第八章から第十三章までに規定する事業を行うものに限る。)は、個別支援計画(利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた利用者の支援に関する計画をいう。以下同じ。)を作成し、これに基づき利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的に評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

(準用)

第十九条の四 第四条第一項、第五条第二項、第六条及び第八条から第十八条までの規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第十九条の四第一項において準用する第十五条各号」と読み替えるものとする。

2 第四条第二項、第五条第二項、第六条及び第八条から第十八条までの規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「第十五条各号」とあるのは「第十九条の四第二項において準用する第十五条各号」と、「第十条第一項及び第二項並びに第十五条第四号中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第二十条～第二十四条 略

第四章 生活介護

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

1 (共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準
第五十条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準条例第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第四十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)は、当該事業に関して規則で定める基

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第二十条～第二十四条 略

第四章 生活介護

準を満たさなければならない。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等（指定居宅サービス等基準条例第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第五十条の五 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第四十条まで、第四十二条、第四十四条及び第四十六条から第

四十九条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第五十条の五において準用する第四十九条各号」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第五十一条 略

一 指定通所介護事業者等

であつて、地域において生活介護が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護等(指定居宅サービス等基準条例第六十七条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

二 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第五十二条 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者等

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第五十一条 略

一 指定通所介護事業者等(秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第五十六号)第六十八条第一項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の

二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)に該当する地域密着型通所介護(同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。)をいう。以下同じ。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)であつて、地域において生活介護が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護等(同条例第六十七条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

二 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第五十二条 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第六十

が地域において生活介護が提供されてい
ないことその他の地域における障害福祉サ
ービスの提供の状況により生活介護を受
けることが困難な障害者に対し指定小規
模多機能型居宅介護等（指定地域密着型
サービス基準第六十二条に規定する指定
小規模多機能型居宅介護又は指定地域密
着型サービス基準第七十条に規定する指
定看護小規模多機能型居宅介護）をいう。
以下同じ。）のうち通いサービス（指定地
域密着型サービス基準第六十三条第一項
又は第七十一条第一項に規定する通いサ
ービスをいう。以下同じ。）を提供する
場合には、当該通いサービスを基準該当生
活介護と、当該通いサービスを行う指定小
規模多機能型居宅介護事業所等（指定地
域密着型サービス基準第六十三条第一項
に規定する指定小規模多機能型居宅介
護事業所又は指定地域密着型サービス基
準第七十一条第一項に規定する指定看護
小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以
下同じ。）を基準該当生活介護の事業を行
う事業所とみなす。この場合において、前
条の規定は、当該指定小規模多機能型居
宅介護事業所等については、適用しない。

第五章 短期入所

（定員の遵守）

第六十一条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対し同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 略

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第一百六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第一百八条

三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は同令第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されてい
ないことその他の地域における障害福祉サ
ービスの提供の状況により生活介護を受
けることが困難な障害者に対し指定小規
模多機能型居宅介護等（同令 第六十二条
に規定する指定小規模多機能型居宅介
護又は同令第七十条に規定する指定看護
小規模多機能型居宅介護）をいう。以下
同じ。）のうち通いサービス（同令第
六十三条第一項又は第七十一条第一項
に規定する通いサービスをいう。以下同
じ。）を提供する場合には、当該通いサ
ービスを基準該当生活介護と、当該通
いサービスを行う指定小規模多機能型居
宅介護事業所等（同令 第六十三条第一
項に規定する指定小規模多機能型居宅
介護事業所をいう。以下同じ。）を基
準該当生活介護の事業を行う事業所と
みなす。この場合において、前条の規
定は、当該指定小規模多機能型居宅介
護事業所等については、適用しない。

第五章 短期入所

（定員の遵守）

第六十一条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対し同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りでない。

一 略

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第一百六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第一百八条

の九第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

の三第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第六十二条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。）第九十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第六十二条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第六十二条の四 第八条、第九条、第十三条、第十六条から第十八条まで、第二十七条、第三十五条、第三十七条から第三十九条まで、第五十四条及び第五十七条から第六十条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第六十二条の四において準用する第六十条各号」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当短期入所の基準)

第六十三条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であつて、第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第八十九条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第九十七条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例

第三十四条の二の規定により指定通所支援基準条例

例第二十九条第一項に規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第五十条において準用する指定通所支援基準条例第三十四条の二の規定により指定通所支援基準条例第四十八条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するたに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者又は障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準

第六十三条第五項又は第七十一条第六項

(基準該当短期入所の基準)

第六十三条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であつて、第五十二条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第八十九条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第九十七条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三十四条の二の規定により同条例

第二十九条第一項に規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例

第五十条において準用する同条例

第三十四条の二の規定により同条例

第四十八条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するたに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者又は障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に関する基準第六十三条第五項又は第七十一条第六項

に規定する宿泊サービスをいう。)を提供するものであること。

二 略

第六章 重度障害者等包括支援

(指定重度障害者等包括支援の提供の方針)

第七十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、週を単位とし、具体的なサービスの内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づき、当該利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じた支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

2・3 略

第八章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

第八十四条 自立訓練（機能訓練）（省令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、同号

に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

に規定する宿泊サービスをいう。)を提供するものであること。

二 略

第六章 重度障害者等包括支援

(指定重度障害者等包括支援の提供の方針)

第七十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、週を単位とし、具体的なサービスの内容を記載した重度障害者等包括支援に係るサービス利用計画に基づき、当該利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者の身体その他の状況及び当該利用者の置かれている環境に応じた支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

2・3 略

第八章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

第八十四条 自立訓練（機能訓練）（省令第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の七第一号に規定する者に対し、省令第六

条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第八十八条の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第八十八条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第八十八条の四 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第四十条まで、第四十四条、第四十九条、第八十四条、第八十六条及び第八十七条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第八十八条の四において準用する第四十九条各号」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

略

第九章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

略

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第九章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第九十一条 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、同号

に規定する期間にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第九十六条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十六条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第九十六条の四 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第三十九条まで、第四十四条、第四十九条、第八十七条、第九十一条、第九十四条及び第九十五条の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第八

第九十一条 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の七第二号に規定する者に対し、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第九十六条の四において準用する第四十九条各号」と読み替えるものとする。

第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

略

第十三章 就労定着支援

(基本方針)

第百十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、就労に向けた支援として省令第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対し、省令第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第百十四条の三 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 就労定着支援員
- 二 サービス管理責任者
- 2 前項に定めるもののほか、指定就労定着支援事業所の従業者に
関し必要な事項は、規則で定める。

略

第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(設備及び備品)

第百十四条の四 指定就労定着支援事業所には、事業を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

(サービス管理責任者の業務)

第百十四条の五 サービス管理責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 指定就労定着支援に係る個別支援計画に関する業務
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める業務

(実施主体)

第百十四条の六 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下この条において「生活介護等」という。)の提供を受けて通常の事業所に新たに雇用されている障害者の数が、過去三年間において平均一人以上である生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(運営規程)

第百十四条の七 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定める指定就労定着支援事業所にあつては、当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項

(記録の整備)

第百十四条の八 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定就労定着支援事業者の記録の整備に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第百十四条の九 第八条から第十条まで、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条及び第三十五条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第百十四条の七各号」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

(基本方針)

第百十四条の十 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下に、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者)

第百十四条の十一 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 地域生活支援員
- 二 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、指定自立生活援助事業所の従業者に
関し必要な事項は、規則で定める。

(実施主体)

第百十四条の十二 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(準用)

第百十四条の十三 第八条から第十条まで、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十五条、第百十四条の四、第百十四条の五、第百十四条の七及び第百十四条の八の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第百十四条の十三において準用する第百十四条の七各号」と読み替えるものとする。

第十五章 共同生活援助

(基本方針)

第十三章 共同生活援助

(基本方針)

第百十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（第百十八
条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助及び第百
十八条の八に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除
く。第百十八条の二及び第百十八条の八を除き、以下「指定共同
生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して
自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該
利用者の身体及び精神の状況並びに当該利用者の置かれている環
境に応じ、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の
介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでな
ければならない。

第二節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の人
員、設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第百十八条の二 日中サービス支援型指定共同生活援助（共同生活
援助に係る指定障害福祉サービス（以下この条及び第百十八条の
八において「指定共同生活援助」という。）のうち、当該指定
共同生活援助の事業を行う事業所の従業者により、常時介護を要
する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、
排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。
。）の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が
地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下に自立し
た日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該利用者
の身体及び精神の状況並びに当該利用者の置かれている環境に応
じ、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護そ
の他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければ
ならない。

（従業者）

第百十五条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（第百十八
条の二
に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除
く。同条 を除き、以下「指定共同
生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して
自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該
利用者の身体及び精神の状況並びに当該利用者の置かれている環
境に応じ、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の
介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでな
ければならない。

第百十八条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 世話人
- 二 生活支援員
- 三 サービス管理責任者

2 前項に定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者に関し必要な事項は、規則で定める。

（設備）

第百十八条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、利用者の家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域であつて、かつ、入所施設又は病院の敷地の外に設置しなければならぬ。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有しなければならない。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

5 ユニットには、規則で定めるところにより、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備に関し必要な事項は、規則で定める。

（実施主体）

第百十八条の五 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、

当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第五十四条に規定する指定短期入所（第五十五条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事）

第百十八条の六 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事は、利用者と従業者とが共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事に従事させなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の介護及び家事に関し必要な事項は、規則で定める。

（準用）

第百十八条の七 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十五条、第三十八条から第四十条まで、第百十六条の二、第百十六条の四から第百十六条の六まで、第百十七条の二及び第百十七条の三の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第百十八条の七において準用する第百十七条の二各号」と読み替えるものとする。

第三節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第百十八条の八・第百十八条の九 略

第二節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第百十八条の二・第百十八条の三 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第百十八条の十 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者(以下この条において「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をし、当該利用申込者に対し、第百十八条の十二各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

第百十八条の十一～第百十八条の十三 略

第十六章 多機能型に関する特例

(従業者等に関する特例)

第百十九条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例

第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第

(内容及び手続の説明及び同意)

第百十八条の四 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者(以下この条において「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をし、当該利用申込者に対し、第百十八条の六各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

第百十八条の五～第百十八条の七 略

第十四章 多機能型に関する特例

(従業者等に関する特例)

第百十九条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所(秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう

。)、指定医療型児童発達支援事業所(同条例第

三十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第四十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）の従業者に關する特例については、規則で定める。

2 略

第十七章 削除

略

第十八章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

略

略

第十九章 雑則

略

附則

1 略

（平成十八年十月一日において現に入所施設又は病院の敷地内に存した建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に関する特例）

2 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（いづれも平成十八年十月一日において現に入所施設又は病院の敷地内に存した建物を共同生活住居として秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年秋田県条例第四十七号）による改正前の第百十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第百十六条の三第一項（第百十八条の十三において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、

三十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第四十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）の従業者に關する特例については、規則で定める。

2 略

第十五章 削除

略

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

略

略

第十七章 雑則

略

附則

1 略

（平成十八年十月一日において現に入所施設又は病院の敷地内に存した建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に関する特例）

2 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（いづれも平成十八年十月一日において現に入所施設又は病院の敷地内に存した建物を共同生活住居として秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年秋田県条例第四十七号）による改正前の第百十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第百十六条の三第一項（第百十八条の七において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、

当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

（地域移行支援型ホームに関する特例）

3 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合において、平成三十七年三月三十一日までの間、第百十六条の三第一項（第百十八条の十三において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

一・二 略

4
5
6 略

当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

（地域移行支援型ホームに関する特例）

3 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合において、平成三十七年三月三十一日までの間、第百十六条の三第一項（第百十八条の七において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

一・二 略

4
5
6 略

新	旧
<p>第五条 削除</p> <p>第八条 削除</p>	<p>(従業者の配置の基準の特例)</p> <p>第五条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十五号)第四条第一項から第三項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号に係る基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>(設備の基準の特例)</p> <p>第八条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を併せて受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

新	旧
<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。))第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。) の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。) の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。) の事業及び就労継続支援B型(同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。) の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。) の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。) の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。) 及び保育所等訪問支援(同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。) の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。) をいう。</p> <p>(基本方針) 第三十五条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。))第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。) の事業、自立訓練(生活訓練)(同条第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。) の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。) の事業及び就労継続支援B型(同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。) の事業、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。) の事業、放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。) の事業、及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。) の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。) をいう。</p> <p>(基本方針) 第三十五条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常</p>

生活又は社会生活を営むことができるように、
省令第六条の六第一号に規定する期間
にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な
訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければなら
ない。

(基本方針)

第三十九条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常
生活又は社会生活を営むことができるように、

省令第六条の六第二号に規定する期間
にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練そ
の他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の七第
一号に規定する者に対し、省令第六条の六第一号に規定する期間
にわたり、身体機能又は生活能力の維持及び向上のために必要な
訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければなら
ない。

(基本方針)

第三十九条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常
生活又は社会生活を営むことができるように、省令第六条の七第

二号に規定する者に対し、省令第六条の六第二号に規定する期間
にわたり、生活能力の維持及び向上のために必要な支援、訓練そ
の他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

新	旧
<p>(職員) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、医師(嘱託医を除く。)、嘱託医、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第三十九条において同じ。)、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>4 5 7 (略)</p> <p>8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、嘱託医、看護職員、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(職員) 第三十九条 (略)</p>	<p>(職員) 第三十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、医師(嘱託医を除く。)、嘱託医、看護職員、<u>児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。</u>ただし、児童四十人以下を入所させる主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>4 5 7 (略)</p> <p>8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、規則で定めるところにより、当該福祉型障害児入所施設の長、嘱託医、<u>看護師、</u>児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(職員) 第三十九条 (略)</p>

2
5 4 (略)

5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、看護職員、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を置かないことができる。

6 (略)

2
5 4 (略)

5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、規則で定めるところにより、当該福祉型児童発達支援センターの長、嘱託医、看護師、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行うものにあつては、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては調理員を置かないことができる。

6 (略)

医療法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>第三条～第八条 略</p> <p>附則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 平成三十六年三月三十一日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）附則第二十八条の規定により介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなす場合には、規則で定める基準によるものとする。</p>	<p>第三条～第九条 略</p> <p>附則</p> <p>1・2 略</p> <p>（既存病床数の算定に係る介護老人保健施設の入所定員数の取扱い）</p> <p>第三条 法第七条の二第五項の規定により介護老人保健施設の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなす場合には、規則で定める基準によるものとする。</p>